

○東京司法書士会懲戒処分等の公表に関する規則

平成16年5月21日総会決定
平成21年5月16日総会決定
平成24年5月19日総会決定
令和元年5月18日総会決定
令和2年8月22日総会決定
令和3年5月15日総会決定

(目的)

第1条 この規則は、東京司法書士会（以下「本会」という。）が国民の権利を擁護し、司法書士制度に対する国民の信頼を確保するため、本会の会員に関する懲戒処分及び注意勧告等を公表するための基準を定め、もって運用の適正を確保することを目的とする。

(懲戒処分の公表)

第2条 会長は、本会会員に対し司法書士法（以下「法」という。）第47条第2号若しくは第3号又は第48条第1項第2号若しくは第3号の処分がなされた場合は、司法書士法施行規則第38条の通知に記された事項のうち次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 本会情報公開に関する規則第3条又は第4条に定める事項のうち必要と認める事項
- (2) 処分の内容及び理由の要旨

(注意勧告等の公表)

第3条 会長は、次の各号の場合には、当該事案による被害の拡大を防止するため、前条記載の各号に定める事項及び次条に定める当該会員の弁明書の提出の有無及びその内容を公表することができる。

- (1) 本会会員に対し本会会則第118条第1項に規定する注意又は勧告をした場合
- (2) 本会綱紀調査委員会規則第20条に規定する会員に関する綱紀調査委員会の調査結果報告書の提出を受けた場合

(弁明の機会)

第4条 会長は、前条の公表をする前に、当該会員に対し、公表内容を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 第1項の告知を受けた会員は、弁明があるときは、告知を受けてから1週間以内に弁明書を提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項にかかわらず、次の事由があるときは、当該会員の弁明を聞かずに公表することができる。
 - (1) 当該会員の弁明を聞くことが困難な場合
 - (2) 第1項の告知が当該会員に到達しない場合
 - (3) 本会綱紀調査委員会における事情聴取又は注意勧告小理事会における補充調査に正当な理由なく応じなかった場合

(理事会の承認)

第5条 会長は、第3条第1号の公表を行う場合は、本会理事会において、その組織員の過半数の承認を得なければならない。

- 2 会長は、第3条第2号の公表を行う場合は、本会理事会において、その組織員の3分の2以上の多数による承認を得なければならない。

(公表の方法)

第6条 会長は、法務局長より本会会員に関する懲戒処分の通知を受け、又は、前条の理事会の承認を得た後、速やかに、本会の掲示場に掲示するほか、本会が運営するインターネット上のホームページに掲載して公表する。

- 2 会長は、前項に規定するほか、適切と認める方法により公表することができる。

(公表の期間)

第7条 第2条の公表の期間は、次のとおりとする。ただし、法第47条第3号の処分を受けた者については、公表期間内に司法書士再登録がなされた場合、期間の満了を待たずにその公表を終了する。

- (1) 法第47条第2号及び法第48条第1項第2号 処分期間及び処分期間終了の翌日から1年
- (2) 法第47条第3号及び法第48条第1項第3号 処分の日から5年

(公表の中止)

第8条 会長は、第3条により公表した事案による被害拡大のおそれが消滅したと認められるときは、速やかに、その公表を中止しなければならない。

(細則への委任)

第9条 この規則の運営に関し必要な事項は細則において別途定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年5月19日改正の会則認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年5月19日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に第2条により公表されている事項であって、改正後の第7条の公表の期間を経過しているものについては、施行期日をもって公表を中止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年8月23日から施行する。

(法人会員に関する情報の開示又は公開に関する経過措置)

- 2 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）による改正前の法第48条第2項の懲戒処分に関する事項の開示又は公開については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年5月16日から施行する。